平成３０年１１月５日

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

法定相続情報証明制度

平成２９年５月２９日から全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる
「法定相続情報証明制度」が始まりました。
今まで相続手続きでは、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を各種窓口で出すことになっていましたが、この制度では事前に登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束と相続関係を一覧にした図を提出すれば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。
今後は戸籍の束を出すことなくその一覧図のみの提出で各種窓口での手続きが可能になります。

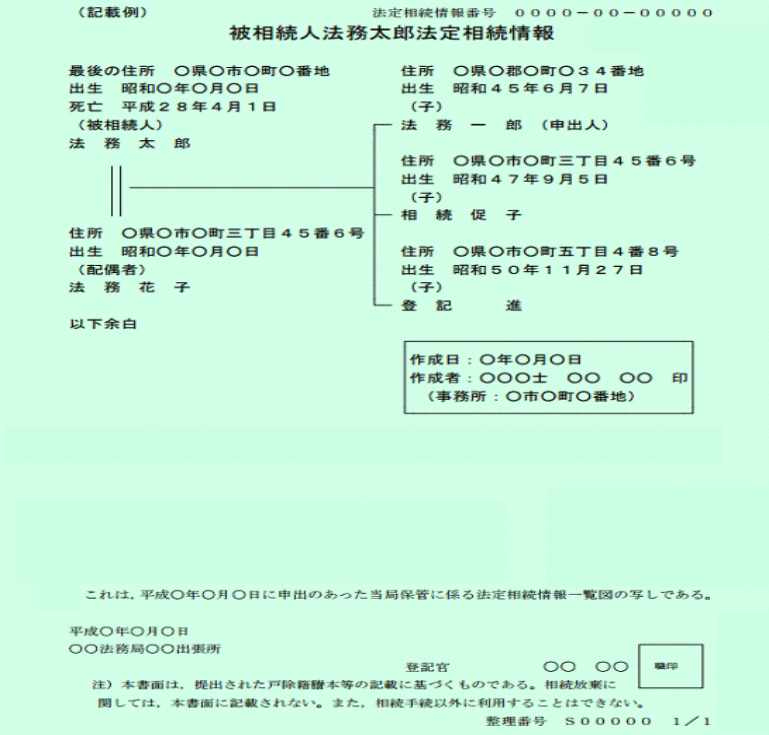
（記載例）　法定相続情報番号　０００００－００－００００００

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法　務　太　郎

住所　○県○市○町三丁目４５番６号
出生　昭和○年○月○日
（配偶者）
法　務　花　子

住所　○県○郡○町○３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（子）
法　務　一　郎　（申出人）

住所　○県○市○町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（子）
相　続　促　子

住所　○県○市○町五丁目４番８号
出生　昭和５０年１１月２７日
（子）
登　記　　進

以下余白

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士　○○　○○　印
（事務所：○市○町○番地）

これは，平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所
登記官　○○　○○　職印

注）本書面は，提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては，本書面に記載されない。また，相続手続以外に利用することはできない。

整理番号　Ｓ００００００　１／１

～本制度のねらい～

・本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払出し等、様々な相続手続きに利用されることで、
相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担が軽減

・本制度を利用する相続人に、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明することなどを通じ、相続登記の必要性について意識を向上

（経営支援部第３課　資産税　　岡村麻代）